



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年5月19日金曜日 第2875号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	(経営支援課) ...	363
土地改良事業の工事の完了 (2 件)	(農地整備課) ...	364
都市計画事業の事業計画の変更認可.....	(都市整備課) ...	364
瀬戸内海環境保全特別措置法第 5 条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	(東予地方局環境保全課) ...	364
土地改良区役員の就退任の届出 (2 件)	(東予地方局農村整備課) ...	367
土地改良区の定款変更の認可.....	(") ...	368
土地改良区役員の就退任の届出 (6 件)	(中予地方局農村整備第一課) ...	368
土地改良区役員の氏名の変更の届出.....	(") ...	370
土地改良区役員の氏名及び住所の変更の届出.....	(") ...	370
土地改良事業の計画の変更の認可 (2 件)	(") ...	370
開発行為に関する工事の完了 (4 件)	(中予地方局建築指導課) ...	370

公 告

愛媛県立学校校務支援システム構築及び運用・保守業務の委託.....	(高校教育課) ...	371
放置駐車違反管理システムの借入れ.....	(警察本部会計課) ...	372

監 査 公 表

財政援助団体等監査結果の公表.....	(監査事務局) ...	373
随時監査結果の公表.....	(") ...	373

教育委員会公告

平成30年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施.....	(高校教育課) ...	373
-------------------------------	---------------	-----

正 誤

平成29年4月25日付け第2868号愛媛県告示第519号(土砂災害警戒区域の指定)中.....	(砂防課) ...	374
平成29年4月25日付け第2868号愛媛県告示第520号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)中.....	(") ...	374
平成29年4月28日付け第2869号愛媛県告示第548号(土地改良区役員の就退任の届出)中.....	(東予地方局農村整備課) ...	375

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第597号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成29年5月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
m a c 東予店	西条市北条1594 外	大規模小売店舗の名称	マルナカ壬生川店	m a c 東予店	平成29年 4月28日	平成29年 5月2日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社マルナカ	株式会社大屋		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第598号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成29年 5月19日

愛媛県知事 中村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	茨谷下地区（松山市）	平成29年 3月27日

○愛媛県告示第599号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成29年 5月19日

愛媛県知事 中村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	南吉井地区（東温市）	平成29年 2月20日

○愛媛県告示第600号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道事業松山公共下水道（松山市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成29年 5月19日

愛媛県知事 中村 時 広

1 事業施行期間

昭和33年10月15日から

平成36年 3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

○愛媛県告示第601号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び

新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成29年 5月19日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友化学株式会社

東京都中央区新川二丁目27番 1号

代表取締役社長 十倉 雅和

2 事業場の名称及び所在地

住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区

新居浜市惣開町 5番 1号

3 特定施設に関する事項

(1) スプレー塔（E - 801）

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第27号又 魔ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり60,500ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手5カ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 0.5~1.0 最大 0~1.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 50
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1 最大 5
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.1未満 最大 0.1未満

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 15 最大 23
----------------------------	----------------

備考 汚水等は、洗浄塔(T-301)で一部循環使用し、NBT新居浜総合排水処理施設にて処理する。
汚水等の量は、洗浄塔(T-301)、ガスクーラー(E-302A/B)及びガスクーラー(E-303A/B)から排出される汚水等の量との合算値である。

(2) 除害塔(T-801)

特定施設の種 類	政令別表第1第27号又 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり60,500ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日		
工事の完成予定年月日		
使用開始の予定年月日	許可後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3~5 最大 1~7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 630 最大 1,000
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 50
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 85 最大 127	

備考 汚水等は、NBT新居浜総合排水処理施設にて処理する。

(3) 洗浄塔(T-301)

特定施設の種 類	政令別表第1第27号八 亜硫酸ガス冷却洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり17,000ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日		
工事の完成予定年月日		
使用開始の予定年月日	許可後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	

特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 0~1.2 最大 0~1.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 860 最大 1,200
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 50
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 15 最大 23	

備考 汚水等は、NBT新居浜総合排水処理施設にて処理する。
汚水等の量はスプレー塔(E-801)、ガスクーラー(E-302A/B)、ガスクーラー(E-303A/B)から排出される汚水等の量との合算値である。

(4) ガスクーラー(E-302A/B)

特定施設の種 類	政令別表第1第27号八 亜硫酸ガス冷却洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり17,000ノルマル立方メートル処理×2基	
工事の着手予定年月日		
工事の完成予定年月日		
使用開始の予定年月日	許可後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 0~1.2 最大 0~1.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 860 最大 1,200
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 50
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	0.1未満
	最大	0.1未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常	15
	最大	23

備考 汚水等は、洗浄塔(T-301)で一部循環使用し、NBT新居浜総合排水処理施設にて処理する。

汚水等の量は、スプレー塔(E-801)、洗浄塔(T-301)、及びガスクーラー(E-303A/B)から排出される汚水等の量との合算値である。

(5) ガスクーラー(E-303A/B)

特定施設の種類	政令別表第1第27号八 亜硫酸ガス冷却洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり17,000ノルマル立方メートル処理×2基	
工事の着手予定年月日		
工事の完成予定年月日		
使用開始の予定年月日	許可後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 0~1.2 最大 0~1.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 860 最大 1,200
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 50
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 15 最大 23	

備考 汚水等は、洗浄塔(T-301)で一部循環使用し、NBT新居浜総合排水処理施設にて処理する。

汚水等の量は、スプレー塔(E-801)、洗浄塔(T-301)、及びガスクーラー(E-302A/B)から排出される汚水等の量との合算値である。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) NBT新居浜総合排水処理施設

設置年月日	昭和47年5月12日
処理施設の種類	化学処理、生物処理及び物理処理

処理施設の型式	散気式活性汚泥処理方式		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 127メートル 横 85メートル 高さ 6.7メートル		
処理施設の能力	1日当たり24,000立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	中和、凝集沈殿、散気式活性汚泥方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2.0~4.0 最大 2.0~4.0	通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 630.6 最大 1,242.1	通常 126.7 最大 184.2
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 380.9 最大 862.1	通常 29.2 最大 69.6
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 599.1 最大 717.6	通常 218.1 最大 240.9
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 31.0 最大 68.9	通常 4.6 最大 11.5
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 14,765 最大 17,831	通常 14,765 最大 17,831	

(2) OBT酸素ばっ気式活性汚泥処理施設

設置年月日	平成21年1月31日
処理施設の種類	化学処理、生物処理及び物理処理
処理施設の型式	酸素ばっ気式活性汚泥処理方式
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製
処理施設の主要寸法	縦 160メートル 横 71メートル 高さ 6.3メートル
処理施設の能力	1日当たり10,800立方メートル処理
汚水等の処理の方式	中和、凝集沈殿及び酸素ばっ気式活性汚泥方式
処理施設の使用時間間隔	連続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8~12 最大 8~12	通常 7~8 最大 6.6~8.7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 609.7 最大 1,162.6	通常 121.3 最大 287.7
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 246.6 最大 881.5	通常 17.2 最大 71.4
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 760.4 最大 1,500.2	通常 151.9 最大 212.3
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9.2 最大 31.9	通常 2.1 最大 5.4
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 9,029 最大 10,615	通常 9,029 最大 10,615	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 西総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15.8 最大 35.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 28.7 最大 69.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 22.6 最大 45.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.56 最大 2.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 252,986 最大 335,405	

(2) 東総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9.33 最大 20.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 21.0 最大 60.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.0 最大 10.0

りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 17,174 最大 33,000

備考 この他に、雨水排水口が34箇所ある。

○愛媛県告示第602号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、小松町安井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 5月19日

愛媛県東予地方局長 高塚 真志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	茅 原 明	西条市小松町安井甲210番地
"	曾我部 司	西条市小松町安井甲280番地
"	今 井 正 富	西条市小松町安井甲101番地
"	渡 部 豊 信	西条市小松町安井甲442番地
"	伊 藤 清 繁	西条市小松町安井甲399番地 2
"	今 井 央	松山市南久米町453番地11
監 事	安 藤 満	西条市小松町安井甲207番地
"	今 井 敏 彦	西条市小松町安井甲116番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	茅 原 明	西条市小松町安井甲210番地
"	曾我部 司	西条市小松町安井甲280番地
"	今 井 正 富	西条市小松町安井甲101番地
"	渡 部 實	西条市小松町安井甲448番地
"	伊 藤 清 繁	西条市小松町安井甲399番地 2
"	今 井 央	松山市南久米町453番地11
監 事	安 藤 満	西条市小松町安井甲207番地
"	今 井 敏 彦	西条市小松町安井甲116番地

○愛媛県告示第603号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、小松町第六土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 5月19日

愛媛県東予地方局長 高塚 真志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	真 鍋 猛	西条市小松町新屋敷甲754番地 2
"	藤 井 喜代治	西条市小松町新屋敷甲1838番地第 1
"	佐 伯 清 廣	西条市小松町新屋敷甲1814番地 2
"	眞 鍋 剛	西条市小松町新屋敷甲2653番地 1
"	渡 部 一太郎	西条市小松町新屋敷甲2640番地 1

"	高井千裕	西条市小松町新屋敷甲2216番地
"	日野治敏	西条市小松町新屋敷甲1833番地1
"	丹下健一	西条市小松町新屋敷甲2948番地
"	渡部智恵子	西条市小松町新屋敷乙60番地83
"	西坂由佳里	西条市小松町新屋敷乙65番地5
"	玉井一	西条市小松町新屋敷甲1893番地1
"	戸田武	西条市小松町北川136番地2
監事	谷口廣行	西条市小松町南川甲241番地第1
"	桑原美代子	西条市小松町新屋敷甲461番地第2

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	真鍋 猛	西条市小松町新屋敷甲754番地2
"	藤井 喜代治	西条市小松町新屋敷甲1838番地第1
"	佐伯 清 廣	西条市小松町新屋敷甲1814番地2
"	真鍋 剛	西条市小松町新屋敷甲2653番地1
"	渡部 一太郎	西条市小松町新屋敷甲2640番地1
"	高井千裕	西条市小松町新屋敷甲2216番地
"	戸田 武	西条市小松町北川136番地2
"	玉井 一	西条市小松町新屋敷甲1893番地1
"	山本 哲也	西条市小松町新屋敷乙60番地83
"	能瀬 瞳	西条市小松町新屋敷乙65番地5
"	日野 治敏	西条市小松町新屋敷甲1833番地1
"	丹下 健一	西条市小松町新屋敷甲2948番地
監事	谷口 廣行	西条市小松町南川甲241番地第1
"	野島 克哉	西条市小松町新屋敷甲459番地1

○愛媛県告示第604号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市下泉土地改良区の定款の変更を認可した。

平成29年 5月19日

愛媛県東予地方局長 高塚 真志

○愛媛県告示第605号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市下林下土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成29年 5月19日

愛媛県中予地方局長 福井 琴樹

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	大野重昭	東温市下林甲1789番地1

○愛媛県告示第606号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市田窪土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成29年 5月19日

愛媛県中予地方局長 福井 琴樹

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	大西忠雄	東温市田窪1448番地3

○愛媛県告示第607号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市牛淵上井手土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 5月19日

愛媛県中予地方局長 福井 琴樹

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	大北吉直	東温市牛淵574番地
"	大北英彦	東温市牛淵1394番地2
"	井門孝徳	東温市牛淵665番地
"	村上正隆	東温市牛淵1401番地
"	重見忠顕	東温市牛淵635番地
"	大北守紀	東温市牛淵1404番地
"	朝比奈正之	東温市牛淵1165番地
"	大北忠則	東温市牛淵1272番地3
"	大西良也	東温市牛淵763番地1
"	村上周治	東温市牛淵1697番地2
監事	大北武	東温市牛淵1501番地
"	大北英明	東温市牛淵1300番地

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	大北吉直	東温市牛淵574番地
"	大北英彦	東温市牛淵1394番地2
"	井門孝徳	東温市牛淵665番地
"	村上正隆	東温市牛淵1401番地
"	重見忠顕	東温市牛淵635番地
"	大北守紀	東温市牛淵1404番地
"	朝比奈正之	東温市牛淵1165番地
"	大北忠則	東温市牛淵1272番地3
"	大西良也	東温市牛淵763番地1
"	村上周治	東温市牛淵1697番地2
監事	大北武	東温市牛淵1501番地
"	大北英明	東温市牛淵1300番地

○愛媛県告示第608号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市南野田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 5月19日

愛媛県中予地方局長 福井 琴樹

就任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	束 村 雅 則	東温市南野田271番地
"	東 洋	東温市南野田551番地
"	束 村 良 正	東温市南野田168番地
"	友 近 弘 志	東温市南野田607番地 2
"	高 橋 晃 治	東温市南野田109番地 1
"	明 賀 勝 秀	東温市南野田262番地
"	大 川 正 敏	東温市南野田473番地
"	桐 野 彰 紀	東温市南野田644番地
監 事	末 光 真 人	東温市南野田307番地
"	明 賀 安 広	東温市南野田547番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	束 村 義 清	東温市南野田230番地
"	宮 崎 政 男	東温市南野田108番地 1
"	東 洋	東温市南野田551番地
"	平 岡 透	東温市南野田475番地
"	伊 藤 雄 二	東温市南野田477番地 1
"	平 岡 均	東温市南野田330番地 2
"	明 賀 安 広	東温市南野田547番地
"	友 近 弘 志	東温市南野田607番地 2
監 事	高 橋 真 也	東温市南野田43番地
"	束 村 雅 則	東温市南野田271番地

○愛媛県告示第609号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市北野田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 5月19日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 見 和 政	東温市北野田230番地
"	牧 隆 司	東温市北野田791番地
"	安 井 浩 二	東温市北野田152番地
"	高 見 淳	東温市北野田137番地
"	岡 田 誠 司	東温市北野田141番地
"	牧 秀 宣	東温市北野田827番地 1
"	武 智 南	東温市北野田1224番地
"	相 原 宏 徳	東温市北野田652番地
監 事	明 賀 英 樹	東温市北野田117番地
"	牧 正 人	東温市北野田788番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 見 和 政	東温市北野田230番地
"	牧 隆 司	東温市北野田791番地

"	安 井 浩 二	東温市北野田152番地
"	高 見 淳	東温市北野田137番地
"	岡 田 誠 司	東温市北野田141番地
"	牧 秀 宣	東温市北野田827番地 1
"	武 智 南	東温市北野田1224番地
"	相 原 宏 徳	東温市北野田652番地
監 事	明 賀 英 樹	東温市北野田117番地
"	八 塚 長 規	東温市北野田838番地

○愛媛県告示第610号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市志津川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 5月19日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 富 法	東温市志津川1905番地
"	清 水 昭 弘	東温市志津川1680番地 4
"	大 西 一 秀	東温市志津川1637番地 3
"	恒 岡 恒 重	東温市横河原1343番地
"	和 田 敏 明	東温市志津川172番地
"	宮 内 秀	東温市志津川174番地 1
"	高須賀 功	東温市志津川1630番地
"	武 智 昭 一	東温市志津川1692番地
"	池 川 雅 清	東温市志津川1429番地
"	大 野 史 雄	東温市志津川1510番地
"	窪 田 マチ子	東温市志津川1254番地 3
"	森 幹 治	東温市志津川1179番地 1
"	伊 藤 眞 和	東温市志津川1833番地
監 事	越 智 賢 治	東温市志津川1790番地
"	森 省 三	東温市志津川1514番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 富 法	東温市志津川1905番地
"	中 村 豊 重	東温市志津川117番地 4
"	泉 忠 厚	東温市志津川1746番地
"	恒 岡 恒 重	東温市横河原1343番地
"	高 塚 正 一	東温市志津川1521番地 2
"	高 塚 三 朗	東温市志津川1583番地 1
"	友 近 アサミ	東温市志津川1618番地
"	高 塚 澄 枝	東温市志津川1638番地 1
"	豊 田 安 美	東温市志津川1043番地 1
"	島 田 省 吾	東温市志津川1445番地
"	吉 岡 茂 夫	東温市志津川1799番地 3
"	大 西 康	東温市志津川1804番地
"	池 田 礼 次	東温市志津川1743番地 2
監 事	岩 川 保	東温市志津川1596番地 2
"	末 光 良 男	東温市志津川1417番地

○愛媛県告示第611号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市南方土地改良区から次のとおり役員が氏名を変更した旨の届出があった。

平成29年 5月19日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

役員の種類	氏 名	
	変 更 前	変 更 後
理 事	高 市 伸 夫	高 市 伸 夫
"	高 須 賀 春 義	高 須 賀 春 義

役員の種類	変 更 前		変 更 後	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
理 事	大東 政雄	東温市西岡1068番地	大東 正雄	東温市西岡1068番地2

○愛媛県告示第613号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、松山市南高井土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成29年 5月10日認可した。

平成29年 5月19日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

○愛媛県告示第614号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、松山市土居田町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成29年 5月10日認可した。

平成29年 5月19日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

○愛媛県告示第612号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市西岡土地改良区から次のとおり役員が氏名及び住所を変更した旨の届出があった。

平成29年 5月19日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

○愛媛県告示第615号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成29年 5月19日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
29中局建（開）第4号 平成29年 5月10日	伊予郡松前町大字東古泉字上又383番 1、384番 6	伊予郡松前町大字東古泉381番地 1 稲 垣 竜 太

○愛媛県告示第616号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成29年 5月19日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
29中局建（開）第5号 平成29年 5月10日	伊予郡松前町大字西古泉字小鯛139番 1、139番 7、139番 9	伊予郡松前町大字西古泉139番地 4 稲 田 寛 和

○愛媛県告示第617号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成29年 5月19日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
29中局建（開）第6号 平成29年 5月10日	東温市横河原字横川355番43、355番46、355番47、355番48、355番198、357番 2	山口県周南市城ヶ丘三丁目 1 番33号 エポックワン(有) 代表取締役 大 西 益 男

○愛媛県告示第618号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成29年 5月19日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
29中局建（開）第7号 平成29年 5月10日	伊予郡松前町大字上高柳字永田315番 1	松山市松末 1丁目 3番15号 宇 都 宮 勇 造

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年 5月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
愛媛県立学校校務支援システム構築及び運用・保守業務
- (2) 委託業務名及び数量
愛媛県立学校校務支援システム構築及び運用・保守業務一式
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間
平成29年10月 1日から平成35年 9月30日まで
- (5) 委託業務の履行場所
仕様書による。
- (6) 入札方法
ア 入札に記載する入札金額は、月額を記載すること。
なお、詳細については入札説明書を参照すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成29年度、平成30年度及び平成31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている事業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度の校務支援システム構築及び運用・保守業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課施設管理グループ
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4番地 2

電話 (089)912 2951

- (2) 入札書の受領期限
平成29年 7月 3日（月）午前10時まで
- (3) 入札説明書の交付方法
平成29年 5月19日（金）から 6月 2日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8時30分から午後 5時15分までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成29年 7月 3日（月）午前10時
愛媛県庁第二別館 5階第 4会議室
- (5) 入札書の提出方法
持参又は郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。加入電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (6) 郵便による入札の取扱い
郵便による入札の場合は、入札書は、平成29年 6月30日（金）午後 5時15分までに、(1)に掲げる場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。競争入札参加資格審査申請書は、持参して提出することとし、郵便又は電送によるものは、受け付けない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (7) 受付期間
平成29年 5月19日（金）から 6月 2日（金）までの執務時間中
- (4) 受付場所
3の(1)に掲げる場所
- イ この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に基づき提案内容を記載した資料を、次の期限までに提出すること。
- (7) 受付期間
a 仕様書への対応状況に係る資料

平成29年 5月19日（金）から 6月9日（金）までの執務時間中

b 提案内容に係る資料

平成29年 5月19日（金）から 6月15日（木）までの執務時間中

(イ) 受付場所

3の(1)に掲げる場所

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び提案内容を記載した資料は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定するものとし、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち、価格その他の条件が愛媛県にとって最も有利な入札を行った者を落札者とする。

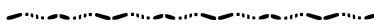
なお、落札者決定基準の詳細は、入札説明書による。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Design , Development , Operation and Maintenance of School Affairs Support System for Ehime Prefectural Schools , 1 Set
- (2) Time limit of tender: 10:00 a m . , 3 July 2017
(tenders submitted by mail: 5:15 p m . , 30 June 2017)
- (3) For further information , please contact: Facilities Administration Section , High School Education Division , Guidance Department , Ehime Prefectural Board of Education , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2951



○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年 5月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
放置駐車違反管理システムの借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
放置駐車違反管理システム一式（ハードウェア一式、ソフトウェア一式、業務アプリケーション一式、搬入・据付け・配線・調整等一式を含む。）
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
平成30年 3月1日から平成36年 2月29日まで
- (5) 借入場所
入札説明書及び仕様書による。
- (6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成29・30・31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係

〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934 0110

(2) 入札書の受領期限

平成29年 6月30日（金）午後2時00分

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成29年 6月30日（金）午後2時00分

愛媛県警察本部 地下1階 地下会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
ア 受領期限
公告の日から平成29年 6月26日（月）午後5時15分まで。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: A management system for an anti parking violation measure
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m., 30, June, 2017
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2 2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan TEL 089 934 0110

監 査 公 表

○公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成29年 5 月19日

愛媛県監査委員 山之内 芳 夫
 同 岡 田 清 隆
 同 大 西 渡
 同 三 宅 浩 正

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
社 会 福 祉 法 人 宝 集 会	平成28年11月28日、 平成29年 5 月 9 日
社 会 福 祉 法 人 中 山 梅 寿 会	"
社 会 福 祉 法 人 喜 久 寿	"

(監査の結果)

平成27年度において実施された上記団体に対する次の補助金等に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、次の事項が認められた。

- 1 補助対象とならない経費（カラオケ機器一式に係る固定資産物品費）を補助対象経費に計上していたため、平成27年度において、補助金の過大な交付（計800,000円）を受けていた。（社会福祉法人宝集会）
- 2 補助対象とならない経費（建物付属設備の取得費用）を補助対象経費に計上していたため、平成27年度において、補助金の過大な交付（計869,000円）を受けていた。（社会福祉法人中山梅寿会）
- 3 入所者の事務費徴収額の認定において、必要経費として認められない介護保険サービスに係る昼食代及び学習療法費を計上し、入所者の事務費本人徴収額を過小に算定していたため、過去2年間（平成26年度及び平成27年度）において、補助金の過大な交付（計87,000円）を受けていた。（社会福祉法人喜久寿）

事 業 主 体	補助金等の名	補助対象事業等	補 助 対 象 事 業 費 等	補 助 金 額 等
社会福祉法人宝集会	平成27年度愛媛県軽費老人ホーム事務費補助金	軽費老人ホーム（A型）宝寿園の運営費	65,991,334円	60,103,000円

社会福祉法人中山梅寿会	"	ケアハウスなかやま幸梅園の運営費	25,869,883円	16,260,000円
社会福祉法人喜久寿	"	ケアハウス重信の運営費	22,739,105円	13,459,000円

○公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成29年 5 月19日

愛媛県監査委員 山之内 芳 夫
 同 岡 田 清 隆
 同 大 西 渡
 同 三 宅 浩 正

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
長 寿 介 護 課	平成29年 5 月 9 日
東 予 地 方 局 健 康 福 祉 環 境 部	"
中 予 地 方 局 健 康 福 祉 環 境 部	"

(監査の結果)

愛媛県軽費老人ホーム事務費補助金について、地方自治法第199条第5項の規定による監査を実施したところ、次の事項が認められた。

- 1 愛媛県軽費老人ホーム事務費補助金においては、例年、入所者の事務費徴収額の認定誤りや補助対象経費の計上誤りが見受けられ、当課には、各地方局において適切に審査されるよう指導徹底を求めてきたが、平成27年度においても同様の事例が複数見受けられた。

そこで今回監査を行った結果、補助金交付要綱や事務処理マニュアルでは補助対象経費の具体的範囲が不明確である他、実績報告時において財務諸表や領収書等で経費内訳の確認が十分に行われていない等の問題点が認められる。そのため、実務に携わる地方局や運営法人における事務の適正な執行につながっていないものと思料される。

については、これまで地方局において行われてきた運営法人への検査・指導方法を再検証の上、補助金交付事務の適正化に一層努められたい。

(長寿介護課)

- 2 社会福祉法人宝集会に対する平成27年度の愛媛県軽費老人ホーム事務費補助金について、当法人による補助対象経費の積算において、補助対象とならない経費（カラオケ機器一式に係る固定資産物品費）を計上していたため、計800,000円が過大に交付されていた。

補助対象経費の審査を適正に行われたい。

(東予地方局健康福祉環境部)

- 3 社会福祉法人中山梅寿会に対する平成27年度の愛媛県軽費老人ホーム事務費補助金について、当法人による補助対象経費の積算において、補助対象とならない建物付属設備の取得に要した経費を計上していたため、計869,000円が過大に交付されていた。

また、社会福祉法人喜久寿に対する平成26年度及び平成27年度と同補助金について、入所者の事務費徴収額の認定において、必要経費として認められない介護保険サービスに係る昼食代及び学習療法費を計上し、入所者の事務費本人徴収額を過小に算定していたため、計87,000円が過大に交付されていた。

補助対象経費の審査及び事務費徴収額の認定を適正に行われたい。

(中予地方局健康福祉環境部)

教育委員会公告

○公 告

平成30年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施について
教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条の規定により、

平成30年度愛媛県公立学校教員採用選考試験を次の要領で実施する。

平成29年 5月19日

愛媛県教育委員会

教育長 井 上 正

1 第1次選考試験の区分、期日及び場所

区 分	期 日	場 所
小学校教員	平成29年 7月22日(土)から 25日(火)まで	松山市立道後中学校 (松山市上市一丁目3番57号) 松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目148番地2)
中学校教員(各教科)	平成29年 7月22日(土)から 25日(火)まで	松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目148番地2)
高等学校教員(各教科〔科目〕)	平成29年 7月22日(土)から 25日(火)まで	松山北高等学校 (松山市文京町4番地1)
特別支援学校教員		
養護教員	平成29年 7月22日(土)から 25日(火)まで	松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目148番地2)
栄養教員	平成29年 7月22日(土)から 25日(火)まで	松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目148番地2)

注1 区分間の併願は、認めない。
2 場所等を変更することがある。

2 第2次選考試験

第2次選考試験の詳細は、第1次選考試験に合格した者に通知する。

3 受験申込受付期間

平成29年5月19日(金)から6月7日(水)まで

4 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 試験の区分に相当する教員普通免許状を有する者又は平成30年3月31日までにこの免許状を取得する見込みの者で大学等で証明が得られるもの
- (2) 昭和53年4月2日以降に出生した者(本県の国公立学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校をいう。以下同じ。))で3年以上の教職経験(期限付任用又は臨時的任用である期間及び休職、育児休業等の期間を除く。)を有する者が、当該教職経験に係る試験区分を受験する場合で、教職経験者特別選考を申請するときにあつては、昭和43年4月2日以降に出生した者)

なお、他の都道府県で国公立学校の教員として勤務している者(期限付任用又は臨時的任用である者を除く。)及び栄養教員の試験区分を志願する者で公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)第2条第1項に規定する義務教育諸学校の学校栄養職員として本県で勤務しているもの(期限付任用又は臨時的任用である者を

除く。)については、年齢を制限しない。

また、小学校教員又は中学校教員の試験区分を志願する者で、平成29年4月1日から同年6月7日までの間に愛媛県教育委員会又は本県内の市町教育委員会が、1日以上任期を定めて、期限付又は臨時的に任用した職員(講師、学習支援員、教育相談員等、児童生徒の教育に関わる職員に限る。以下「期限付・臨時的任用職員」という。)で、かつ、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に通算して24月以上の期限付・臨時的任用職員の勤務経験を有するものについては、昭和43年4月2日以降に出生した者とする。

- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号及び学校教育法第9条各号のいずれにも該当しない者

5 受験申込手続及び試験方法

平成30年度愛媛県公立学校教員採用選考試験志願要項(以下「志願要項」という。)を参照すること。

6 志願要項及び出願関係用紙の入手方法

愛媛県のホームページからダウンロードし、印刷すること。

なお、上記によることができない場合には、下記まで問い合わせること。

<問合先>

志 願 種 別	宛 先
小学校教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話(089)912 2942
中学校教員志願者	
高等学校教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2
特別支援学校教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課 電話(089)912 2952
養護教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2
栄養教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話(089)912 2942

正 誤

○正 誤

平成29年4月25日付け第2868号愛媛県告示第519号(土砂災害警戒区域の指定)中

ページ	箇 所	誤	正
318	左段 土砂災害警戒区域の表 (上から4段目に追加)		日南登 伊予市 土石流 川 中山町 404 - 出淵 1131 - (次の 2 図のと おり)

○正 誤

平成29年4月25日付け第2868号愛媛県告示第520号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)中

ページ	箇 所	誤							正
320	右段 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域の表 上から6段目	日南登 川 404 - 1131 - 2	伊予市 中山町 出淵 (次の 図のと おり)	土石流	日南登 川 404 - 1131 - 2	伊予市 中山町 出淵 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	(削除)

○正 誤

平成29年 4月28日付け第2869号愛媛県告示第548号(土地改良区
役員の就退任の届出)中

ページ	箇 所	誤		正
329	就任の表 氏名欄中 上から14行目 退任の表 氏名欄中 上から13行目	丹	彦左衛門	丹 彦佐衛門